

令和元年度 監査委員事務局／公平委員会事務所経営方針

事務局長 小川 幸 男

1 監査委員事務局／公平委員会事務所の基本方針

市政に対する市民の信頼をより高めるため、監査を通じて部局の業務の適正化と改善を支援します。

- ・ 監査委員事務局は、監査委員が行う市の財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理又は市の事務執行について、民主的かつ効率的な行政運営を確保するための監査・検査・審査が行えるよう補助事務を執行します。
- ・ 公平委員会事務所は、公正・中立の立場で職員の利益保護と公正な人事権行使を保障するとともに、人事行政の適正な運営が図られるよう補助事務を執行します。

3 業務改善の取組

担当部署(課)	めざす状態	取組の方向性	具体的な取組	成果と効果
① 監査委員事務局	日ごろの業務を通して改正地方自治法の施行を視野に入れた新監査基準を検討し監査委員に原案提出する。	職員の意欲と能力を最大限引き出せるよう、縦横斜めに情報共有・意見交換を行い職場のチーム力を高め、監査委員の補助事務に当たります。	全国・近畿・県の各監査委員連合会の研修に積極的に参加することで知識を高め、情報収集を行うと共に、復命研修等により課内でも情報を共有している。	全国等各監査委員会の研修に監査委員を中心として参加できた。結果的に時間外勤務を最小限に監査基準が策定できた。
② 公平委員会事務所	地方公務員法の改正を視野に、職員の不利益処分に対する審査請求への事務手順を見直し、書記の共通理解を高める。	各関係団体主催の研修会への参加や職場研修、自己研修により職員の知見を高め、朝礼等で情報共有し、公平委員の補助事務に当たります。	全国・近畿・県の各公平委員会の研修に積極的に参加することで知識を高め、情報収集を行うと共に、復命研修等により課内でも情報を共有している。	全国等各公平委員連合会の研修に公平委員を中心として参加できた。結果的に時間外勤務をすることなく規則の全部改正等を行い、次年度対応策が完了できた。
③ 監査委員事務局及び公平委員会事務所	個々人のライフワークバランスへの取組みを、より質の高い効率的な監査・審査請求補助事務につなげることができる。	趣味や研修旅行等に年次休暇を有効活用できるように、監査等補助事務を整理・改善しながら行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理の改善（削減） ・ 年次有給休暇の取得奨励、夏季休暇の完全取得 ・ 時間内での業務終了 	ほぼ時間内で業務を終了し夏季休暇も全職員が完全取得した。結果として通常業務に新鮮な気持ちで取り組むことができた。